

受付印

令和 年 月 日 殿

法人番号

この申告の基礎となる修正決定

申告年月日

所在地

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

代表者氏名

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の申告書

事業税

摘要

課税標準

税率

税額

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

所得金額総額

年400万円以下の金額

年400万円を超え年800万円以下の金額

年800万円を超える金額

計

軽減税率不適用法人の金額

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業

収入金額総額

収入金額

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得金額総額

所得金額

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

収入金額総額

収入金額

法第72条の2第1項第4号に掲げる事業

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

収入金額総額

収入金額

合計事業税額

事業税の特定寄附金税額控除額

差引事業税額

租税条約の実施に係る事業税額の控除額

法人税の所得金額

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

還付請求

中間納付額

(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額

試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額

還付法人税額等の控除額

退職年金等積立金に係る法人税額

課税標準となる法人税額

2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額

法人税割額

道府県民税の特定寄附金税額控除額

税額控除超過額相当額の加算額

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

外国の法人税等の額の控除額

仮装経理に基づく法人税割額の控除額

差引法人税割額

既に納付の確定した当期分の法人税割額

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額

この申告により納付すべき法人税割額

算定期間中において事務所等を有していた月数

既に納付の確定した当期分の均等割額

この申告により納付すべき均等割額

この申告により納付すべき道府県民税額

21のうち見込納付額

差引

特別区分の課税標準額

同上に対する税額

市町村分の課税標準額

同上に対する税額

法人税の期末現在の資本金等の額

法人税の当期の確定税額

決算確定の日

解散の日

残余財産の最後の分配又は引渡しの日

申告期限の延長の処分(承認)の有無

法人税の申告書の種類

この申告が中間申告の場合の計算期間

翌期の中間申告の要否

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

道府県民税

関署与税理士名

電話

(事業税)

		事業年度		・ ・		法人名																			
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額		77	兆	十億	百万	千	円										
所得割		64					00	付加価値割		65					00	同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100)		78					00		
資本割		66					00	収入割		67					00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額		79					00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100)		80					00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額		81					00		
所得割		68					00	付加価値割		69					00	同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100)		82					00		
資本割		70					00	収入割		71					00	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額		83					00		
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (83× / 100)		84					00	合計特別法人事業税額 (78+80+82+84)		85					00		
								付加価値割		72					00	仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額		86							
資本割		73					00	収入割		74					00	差引特別法人事業税額 85-86		87					00		
60のうち見込納付額		75						差引 60-75		76						既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		88					00		
																租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		89							
																		この申告により納付すべき特別法人事業税額 87-88-89		90					00
																		90のうち見込納付額		91					
																		差 引 90-91		92					

(特別法人事業税)